ＪＶにあっては20％以上の場合のものに限る。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。）

(a)　堤高70m以上のコンクリートダム本体工事の堤体打設工事

(b)　堤高30m以上のコンクリートダム本体工事の堤体打設工事

なお、施工実績で求めているダムとは、河川法で定める河川の流水を貯留し、又は取水するため設置するダムとする（流水型ダムを含む。）。

ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含む。）に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

②　建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱う。

③　建設業法の土木工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。

④　代表者は、ダム工事統括管理技術者の資格を有する技術者を配置できること。

(3)　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

(4)　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

(5)　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

7　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

6(1)①の認定（6(1)①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も４及び５により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、6(1)①の認定を受けていない構成員が6(1)①の認定を受けることが必要である。

なお、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。また、この場合において、6(1)①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに6(1)①の認定を受けていないとき又は6(1)①の一般競争参加資格がないとの認定（6(1)①の局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けたときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

8　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

9　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他

(1)　特定建設工事共同企業体の名称は、「利賀ダム本体建設（第１期）工事△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。

(2)　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

令和５年10月23日

国立大学法人秋田大学長　山本　文雄

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　05

○第２号

1　調達内容

(1)　品目分類番号　24

(2)　導入計画物品及び数量

レーザー付き希ガス質量分析装置　一式

(3)　調達方法　購入

(4)　導入予定時期　令和６年12月以降

(5)　調達に必要とされる基本的な要求要件

A　レーザーアブレーション装置は、国内外の原子炉において中性子照射されたカリ長石、普通角閃石、火山ガラスなどを段階加熱することによりアルゴンガスの抽出が可能なこと、自動分析機能がついていること、また、ランニングコストを要する分析ガスが不要であること。

B　質量分析装置は、解析ソフトウェアとの組み合わせにより、レーザー段階加熱により鉱物から抽出されたアルゴンの36Ar，37Ar，38Ar，39Ar，40Arの相対量比及びK／Ca比の測定が可能なこと。

C　標準物質はK-Ar年代分析値が公表されている鉱物粒子等を数種類含むこと。

D　解析ソフトウェアは、Ar-Ar年代分析のプラトー年代、アイソクロン年代、逆アイソクロン年代、全溶融年代の解析及びグラフ描写が可能であること。

E　分析装置の設置後に管理者及び利用者に対する講習会を実施し、実際に中性子照射された標準物質と年代未知試料を用いて、A-Ar年代分析を行うデモンストレーションを実施可能なこと。担当者と相談の上、装置類を設置した後の導入期限後に講習会を実施することも可能である。

2　資料及びコメントの提供方法　上記１(2)の物品に関する一般的な参考資料及び同(5)の要求要件等に関するコメント並びに提供可能なライブラリーに関する資料等の提供を招請する。

(1)　資料等の提供期限　令和５年11月24日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）

(2)　提供先　〒010―8502　秋田市手形学園町１―１　秋田大学国際資源学研究科予算・企画担当主査　木村　政春　電話018―889―3250

3　説明書の交付

本公表に基づき応募する供給者に対して導入説明書を交付する。

(1)　交付期間　令和５年10月23日から令和５年11月24日まで。

(2)　交付場所　上記２(2)に同じ。

4　その他　この導入計画の詳細は導入説明書による。なお、本公表内容は予定であり、変更することがあり得る。

5　Summary

(1)　Classification of the products to be procured : 24

(2)　Nature and quantity of the products to be purchased : Laser Ablation Noble Gas Mass Spectrometer 1 Set

(3)　Type of the procurement : Purchase

(4)　Basic requirements of the procurement :

A　A laser ablation device that can extract argon gas by step-heating from potassium feldspar, hornblende, volcanic glass and so on, which were neutron irradiated in an atomic reactor in Japan or foreign countries, equips automatic analysis option and does not need analysis gases that require running cost.

B　A mass spectrometer that can analyze relative abundances of 36Ar, 37Ar, 38Ar, 39Ar, 40Ar, and K／Ca ratio extracted from minerals by laser step-heating, with combination of analysis software.

C　Several standard materials of mineral fractions that have information of published K-Ar ages.

D　Analytical software that can analyze plateau ages, isochron ages, inverse isochron ages, and total fusion ages of Ar-Ar dating and produce diagrams of them.

E　Instruction seminars should be held for technical staffs and users, which include demonstration of Ar-Ar dating using neutron-irradiated standard materials and age-unknown samples. The seminars can be held after the due date of device installment on the basis of the discussion with staffs in charge.